

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 1 月から同年 6 月末まで A 社 B 事業所（後に、C 社 B 事業所と名称変更、現在は、D 社 E 事業所）に勤務し、その後、軍事徴用によって、同年 7 月から 20 年 8 月まで F 社 G 事業所に勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録によると、私の A 社 B 事業所における労働者年金保険の被保険者期間は、昭和 18 年 1 月 9 日から同年 3 月 1 日までとなっており、申立期間に係る被保険者記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

C 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できるとともに、資格取得日及び資格喪失日がそれぞれ「18. 1. 9」、「19. 11. 1」と記載されていること、及び同僚の一人が、「申立人は、申立期間に A 社 B 事業所で勤務していた。」と供述していることから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の適用期間であり、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子筋肉労働者と定められているところ、申立人及び複数の同僚は、申立人の申立期間における職務内容について、「H 業務（事務職）の仕事をしてきた。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、制度上、労働者年金保険の適用対象者ではなかったことがうかがえる。

また、C 社 B 事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 18 年 1 月 9 日から同年 3 月 1 日までの期間において、同社で労働者年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、同名簿の備考欄には、「職員ニ変更シ労年除外ス」と記載されていることが確認できることから、申立人は、労働者年金保険の適用上、入社当初は筋肉労働者として扱われていたが、同年 3 月 1 日以降は一般職員としての扱いに変更され、労働者年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えるのが妥当である。

さらに、D社E事業所は、申立期間当時の資料が無い場合、保険料控除の有無については分からないと回答しており、申立人が、申立期間において、事業主により給与から労働者年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人及び同僚の一人が、申立人の上司（一般職）であったと記憶している者についても、C社B事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。